

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

鳥取県知事 平井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託

(2) 業務の目的

本件業務は、特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設・事業所等（以下「介護施設等」）と県内介護施設等で就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング及び定着支援を行い、外国人介護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

令和6年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）の別添1「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

ア 事業説明会等による本件業務の周知及び参加介護施設等の募集

イ 特定技能外国人（介護）の募集及び県内介護施設等とのマッチング

ウ マッチングの成立した特定技能外国人（介護）の入国までの支援や入国後の職場定着支援

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 予算額

金4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 本件業務の企画提案書の提出日から遡って5年間の間に、官公庁等から、当該業務と同様の特定技能外国人のマッチング支援業務の受注実績を有すること。

(4) 職業安定法による有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。

(5) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年4月26日（金）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより5の（2）の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の（2）の場所に必ず連絡すること。

(6) 令和6年4月24日（水）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(7) 令和6年4月24日（水）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、別添2「令和6年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、「令和6年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は3名以上で構成する。
- (3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 選定方法

(1) 評価方法

各審査委員（3名以上）は、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答の内容により、審査要領に基づき個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

(2) 審査結果の公表・通知

ア 審査結果は、令和6年6月上旬に鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/316949.htm>）で公表するほか、全ての提案者に通知する。

イ 公表・通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

5 手続き等

(1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 地域包括ケア推進担当

電話 0857-26-7176 ファクシミリ 0857-26-8168

電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和6年4月24日（水）から5月15日（水）までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/316949.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年4月24日（水）から5月15日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) の場所に同じ。

6 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

- (1) 本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル実施要領に示す参加申込書その他必要書類を5の(1)の場所に、令和6年5月15日（水）午後3時までに、電子メール又はファクシミリ又により提出しなければならない。
- (2) 本件公募型プロポーザル参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に示す提出書類一式をPDFファイ

ルに変換し、持参、送付又はDECO Driveにて提出すること

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時までとする。また、送付等による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出場所

5の（1）の場所に同じ。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

令和6年5月31日（金） ※開催場所、開始時間等は別途通知する。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションは提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。

イ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細について、必要に応じて委託者が別途連絡する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。

以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断でこの本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(4) 参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。